

平成 22 年度 ティーンエイジャー（10 代）を対象とした
HIV/AIDS 予防啓発活動助成事業（通称：ティーンエイジャー支援事業）

募集要項

事業の趣旨

財団法人エイズ予防財団では、ジョンソン・エンド・ジョンソン社会貢献委員会からの寄付金を元に、平成 20 年度からティーンエイジャー（10 代）を対象とした HIV/AIDS 予防啓発活動助成事業（通称：ティーンエイジャー支援事業）を実施しております。

当事業は、10 代の男女が HIV/AIDS に関する正しい知識を得て感染から自らを守るとともに、今後の人生における他者とのかかわりにおいて、自らの意思を尊重し、他者への思いやりをもった行動決定を起こせる人間として成長するための支援を目的としています。

助成は、ティーンエイジャー自身による活動と、ティーンエイジャーを指導・支援する人たちによる活動に対して行う予定です。

助成団体及び助成金額は、当財団内に設置する選考委員会において決定します。ついで、平成 22 年度の助成金を希望する団体を、下記により募集いたします。

1. 助成の対象となる活動

中学生・高校生を中心とするティーンエイジャーを対象にした HIV/AIDS 予防啓発活動で、以下の 2 要件のいずれかを満たすもの

「ティーンエイジャー自身が参画する活動」

- ◇ 学校・地域単位でのピアエデュケーションの実施
- ◇ 地域を超えたピアエデュケーションの推進

「ティーンエイジャーを指導・支援する人たちによる活動」

- ◇ 10 代の取り組みをサポートする活動
- ◇ 10 代の取り組みを指導する者（主に教育現場に所属）の育成
- ◇ 10 代を対象とした各地での優秀な取り組みを共有する機会の開催
例えば、ワークショップ、シンポジウム、研修（トレーニング）

2. 助成の条件

- 助成先は団体（法人格を有する団体及び任意団体）として、個人は対象としない。
- 助成対象団体は、活動完了後に活動報告書及び会計報告書をエイズ予防財団に提出する。
- 活動については、エイズ予防財団とジョンソン・エンド・ジョンソン社会貢献委員会が認めた方法で活動結果発表を行う。（例えばAIDS文化フォーラムin横浜等）
- 助成金は一団体あたり最大年間 **100 万円**とする。支援は一年単位とする（したがって、当該団体の運営資金のすべてをこの資金に依存するのではなく、支援終了後は自立して継続できる活動とするよう留意する。
- 助成対象団体は、モニタリング委員会の活動評価を受ける。

◆具体的な内容は、以下の2点である。

- ① 年に1度の活動視察の受け入れ
- ② 年に1度の事務局が行うインタビュー調査への対応

※モニタリング委員会とその活動について

- ・ 本事業では、各助成団体が独自の強みをいかしながら、今後一層の発展をしていくことを支援するために、モニタリング委員による活動評価を行い、その結果を団体にフィードバックする。
 - ・ 委員は、自身が10代のときにエイズ活動にかかわった経験を持つ若者を含む。若者の委員は、同じ若者の視点から、助成団体の活動を見学し、団体スタッフと意見交換を行う。
 - ・ モニタリング委員の意見は、専門家で構成する選考委員会による助成団体選考の際に、重要な参考意見として反映される。
- 助成対象活動にかかわる印刷物その他の製作物には、ジョンソン・エンド・ジョンソン社会貢献委員会からの寄附金の助成を受けたことを明記することが望ましい。

3. 対象となる活動経費

- 会場使用料
- 活動計画・実施にかかわる経費
- 活動にかかわる事務費用
- 助成活動に直接かかわる調査・研究・教育などにかかわる講師などへの謝礼
- 旅費。ただし、最も適正な価格における経路を選ぶこと。海外への旅費は認めない。
- その他、活動実施に不可欠な直接・間接費用

【以下の費用は助成対象外の経費となります】

- 不特定多数を対象とした配布物やイベントなど
- 助成対象団体の財産となる備品の購入（例：パソコン、プロジェクター、ビデオカメラ、車両など）
- 活動に直接関係のない物品の購入（例：手土産、参加記念品など）
- 贈答用金品（例：商品券、図書券など）
- 団体の間接費（事務所借料、公共料金費用など）や職員の給与などの人件費
- 販売を目的とした物品の製作

4. 申請手続き

① 申請期間

平成 22 年 3 月 1 日（月）～3 月 31 日（水）消印有効

② 申請までの手順

1. (財)エイズ予防財団公式サイト (<http://www.jfap.or.jp>) から、申請用紙をダウンロードしてください。
2. 申請用紙に所定の事項を記入してください。
3. 記入した申請用紙に、提出資料を添え、下記までご郵送ください。

郵送先：〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-3-12 水道橋ビル5階

財団法人エイズ予防財団 ティーンエイジャー支援事業事務局 担当：矢永

※申請書類の FAX、宅配便及び直接の持ち込みは受け付けておりません。

※電子メールによる申請受付はしておりません。

※申請書類の内容に不備があった場合は選考対象外となりますので、十分ご注意ください。

※ご提出いただいた申請書類は返却いたしません。

5. 対象となる活動の実施期間

平成 22 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 23 年 3 月 31 日までに完了することを原則とします。

6. 選考について

① 選考方法

申請書類を基に、専門家などで構成する選考委員会にて選考を行います。
内容によってはさらなる検討を求める場合もあります。
選考の過程では、事務局によりヒアリングを実施する場合もあります。

選考基準として、

- ・これまでの団体の活動実績が着実であるか、財政状況が安定しているか
- ・活動の具体性や達成目標が明確であるか
- ・数年度のビジョンを持ち、今回の活動が、今後の活動の強化へと期待できるかを中心に選考します。

② 選考結果

5 月下旬に、すべての申請団体に文書で結果を通知します。

③ 書類手続き

助成決定通知書を受領した団体は、所定の日までに助成金支払請求書を事務局に提出してください。助成金は、その際指定された銀行口座に振り込まれます。

また、助成金が振り込まれた団体は、振り込まれた日から 1 ヶ月以内に助成金領収書を事務局に提出してください。領収書の提出が期限を過ぎますと翌年度の助成が受けられなくなる場合があります。

④ 留意事項

- (1) 助成金は、助成対象活動を行うための経費以外の用途に使用しないでください。
- (2) 助成決定後に、助成対象活動の内容、実施方法、収支予算その他重要な事項について変更を生じたときは、速やかに事務局にその旨を届け出てください。
- (3) 助成決定後に、助成対象活動が中止又は取りやめとなったときは、速やかに事務局にその旨を届け出るとともに、既に助成金を受領している場合は直ちに事務局に返還してください。
- (4) 事務局は、必要と認めたときは、活動の進捗状況に関する報告書の提出の要求又は団体に対する指導及び調査を行うことができるものとします。

7. 活動完了報告の提出

助成を受けた団体は、活動完了後速やかに活動報告書・会計報告書を提出していただきます。

※活動報告書の様式は、助成が決定した団体に、決定通知と共に郵送いたします。

※活動報告書の提出期限：平成 23 年 4 月 30 日（土）

（郵送の場合は平成 23 年 4 月 30 日の消印まで有効。なお、上記期限までに活動報告書の提出がない場合、次回（平成 23 年度）の配分が受けられなくなることがあります（8 を参照）。

8. 助成決定の取り消し等

助成決定後、次の各号に該当すると認められる場合には、必要な措置を採ることがあります。

- （1）偽り、その他不正の手段により助成を受けたとき。
- （2）助成の条件に違反したとき。
- （3）6 の④留意事項（4）の調査等について、特別の理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- （4）7 による活動報告書の提出を特別の理由なく怠ったとき。
- （5）その他違反行為が認められるとき。

9. 連絡先

財団法人エイズ予防財団 ティーンエージャー支援事業事務局 担当： 矢永

住 所：〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-3-12 水道橋ビル 5 階

T E L : 03-5259-1811（代表） F A X : 03-5259-1812